

夜間金庫規定

令和2年2月10日改正

令和2年4月 1日適用

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金口座へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の入金鞆(以下「入金鞆」という)に入れ、その入金鞆を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金鞆を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受取ってください。

3. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金鞆内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

4. (入金鞆等の返却)

入金鞆ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

5. (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫の開閉を行ってください。
- (2) 入金鞆の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金鞆の開閉に使用します。

6. (鍵、入金鞆の喪失・毀損)

投入口鍵、入金鞆および入金鞆正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金鞆の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

8. (解約等)

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金鞆および入金鞆正鍵を直ちに当店へ返してください。

9. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金鞆および入金鞆正鍵についても同様とします。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

11. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上